

岩手県告示第 874 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社アクア	盛岡市西下台町 18 番 1 号 32	茶話本舗デイサービス 山岸之家	盛岡市山岸五丁目 9 番 37 号	平成 19 年 12 月 1 日

2 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人ふれあい ステーション・あい	宮古市保久田 6 番 8 号	おもえ小規模多機能支 援センター	宮古市重茂第 1 地割 35 番地 1	平成 19 年 12 月 1 日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社中央ケアサービス	盛岡市松尾町 2 番 3 号	有限会社中央ケアサー ビス	盛岡市松尾町 2 番 3 号	平成 19 年 10 月 1 日

4 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社中央ケアサービス	盛岡市松尾町 2 番 3 号	中央ケアサービス指定 通所介護事業所	盛岡市松尾町 2 番 3 号	平成 19 年 10 月 1 日

5 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人ふれあい ステーション・あい	宮古市保久田 6 番 8 号	おもえ小規模多機能支 援センター	宮古市重茂第 1 地割 35 番地 1	平成 19 年 12 月 1 日